



16 世紀フランスの外国人同郷団研究 : 「リヨンにおけるフィレンツェ同郷団史料集」の分析から

小山, 啓子

(Citation)

神戸大学文学部紀要, 48:189-220

(Issue Date)

2021

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD01)

<https://doi.org/10.24546/81012692>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012692>



16世紀フランスの 外国人同郷団研究

——「リヨンにおけるフィレンツェ同郷団史料集」の分析から——

小 山 啓 子

序論

「リヨンはヨーロッパで有数の商業都市の一つであり、誰もが知っているように、他のどの地域よりもイタリア以外で多くのイタリア人に出会うところである」¹。

イタリア半島の門戸に位置するリヨンは、しばしば「イタリア風都市リヨン」
« Lyon l'Italienne »と表現されるほど、イタリアの経済的・文化的・政治的影響を強く受けてきた都市である²。イタリアからの移住者の増加は、1463年3月8日にルイ11世がジュネーヴ大市に対抗するかたちでリヨンに年4回の大市開催権を授与したことを直接の契機とする³。これと時を同じくしてメディチ家が

1 M. Bandello, *Tutte le opere*, publ. par F. Flora, 3^e éd., Milano, 1952, t. 1, p. 593, cité par M. Smith, « Lyon vu par les voyageurs italiens au XV^e siècle », *Beaujeu et sa région, Histoire du département du Rhône, Acte des journées d'étude 1988*, V, Lyon, 1990, p. 89.

2 H. Hours, « Renaissance et influence italienne », *Monuments historiques*, n. 157, 1988, pp. 9-11.

3 史料では、1564年までは復活祭をもって年を改める旧表記が用いられている。したがって、復活祭よりも前の1月1日から復活祭直前の土曜日までの期間の年号については、本論文では現行暦に修正して表記する。この大市開催権の授与も史料上は1462年と表記されているが、現行暦では1463年のことであり、研究文献によってしばしば年号に混乱が見受けられる。*Ordonnances des rois de France*, t. XV, pp. 644-647; R. Fédou, « Paradoxes de l'histoire de Lyon médiéval », J. Kerhervé et A. Rigaudière, *Finances, pouvoirs et mémoire. Hommages à Jean Favier*, Paris, 1999, pp. 208-219.

この地に銀行を開業して以来、イタリア系商人の多くがソーヌ河右岸フルヴィエール側、現在は旧市街と称される街区に居住するようになった。こうしてリヨンには、イタリア以外にもドイツ、フランドル、スペインからの大商人や金融業者が集まり、大市を舞台に大規模な商取引および為替の決済が行われるようになったのである。

1597年に行われた住民調査の記録簿という実に貴重で稀な史料を精査したゼレルの論文によれば、この年の時点でリヨンに居住している人たちの出身地は国内外を問わず1,326か所に及び、リヨン生まれが判明しているのは全体のわずか22%であったとされる⁴。この調査結果によれば、人の移入はリヨンにおいてはそれほど珍しくない、一般的な現象であったことになる。リヨンは「他者」を受け入れる事態に直面していたわけであるが、外来者は実際どのようにしてこの都市に入り込み、定住と移出とを選択していくのであろうか。

なかでもフィレンツェ人は、その人数と豊かさの点で傑出した存在であった。パヴィアの戦いで捕虜になった国王フランソワ1世の身代金のために90万リーヴル・トゥルノワという巨額の借金を請け負ったのも、リヨンのフィレンツェ金融業者でありフィレンツェ同郷団評定官を務めたトマーズ・グアダーニ（トマ・ガダーニユ）Tommaso Guadagni（Thomas Gadagne）であり⁵、のちにはカトリヌ・ド・メディシスの輿入れもあって、彼らは宮廷から距離としては遠くに位置しながら王権と強い関係性を保持した。また、この都市に大市が設定されることになったのは、リヨンという都市の立地や経済的事情に加

4 O. Zeller, « Les quartiers de Lyon et leur population aux XVI^e et XVII^e siècles », *L'information historique*, vol. 45, n. 5, 1983, p. 220.

5 F. Carta, « La nation florentine à Notre-Dame de Confort », L. Virassamynailen, *Lyon Renaissance: Art et Humanisme*, Lyon, 2015, pp. 204; E. Lejeune, *La saga lyonnaise des Gadagne*, Lyon, 2004. リヨン滞在のフィレンツェ人の名前は、史料ではイタリア名とフランス名が混在しているが、一般的に居住年数が長くなったり帰化した場合、あるいはおそらく本人が積極的に使用していた場合はフランス名が用いられる。このグアダーニ家に関しては、移住初期を除き、フランス名でガダーニユと記されることの方が圧倒的に多い。それだけこの家がリヨンに根付いたことの証であったと思われる。現在、旧市街の中心にあるリヨン歴史博物館となっている建物は、このグアダーニ（ガダーニユ）家の邸宅であった。

え、政治的な理由もあったのではないかと指摘されている。実際、リヨンは反メデイチ派や都市共和政支持者、サヴォナローラに与する派閥などの政争による亡命先となっていたのであり、その人の流れはトスカナ大公国成立以後も継続した⁶。ところが16世紀後半になると、宗教戦争による荒廃と大市の停止、およびリヨン経済の悪化に伴い、商人・金融業者はリヨンを去っていく。この衰退の実態と、国際流通拠点および絹織物業都市としてリヨンが復活する18世紀の発展との繋がりについてはあまり明らかにされていない。

近世フランスに流入した外国人の問題に関しては、君主政下の多様な外国人の存在を素描したマトレの研究を端緒とする⁷。その後、ボワゼ、ヴァネルが外国人の帰属をめぐる制度的問題や「フランス人」の法定的義の変遷を取り扱うなど、領主制または領域国家形成の観点から、その異人性と国民化・国民性の問題に焦点が絞られていく⁸。他方で、コンチーニやマザランなど近世には外国の出身ながら国政で実権を掌握したり、文化的な活躍をした人物がいる事実を背景に、国益に資する人物を招聘し、特権を与える王権の恣意的な政策や、こうした外国人の政治的・思想的背景に立ち入った研究も現れた⁹。現代の民族紛争や都市問題の深刻化を背景にして、人口動態や治安行政など、社会で生きた外国人の実態に即した問題へとテーマの広がりが見られたのは1990年代以降のことである¹⁰。なかでもサリンズは1660年以降の外国人の帰化に注目し、約6

6 大公国成立前後の亡命フィレンツェ人の動向については、P. Simoncelli, *Fuoriuscitismo repubblicano fiorentino 1530-1554*, Milano, 2006.

7 J. Mathorez, *Histoire de la population française : les étrangers en France sous l'Ancien Régime*, 2 vols., Paris, 1919-1921.

8 J. Boizet, *Les lettres de naturalité sous l'Ancien Régime*, Paris, 1943; M. Vanel, *Évolution historique de la notion de Français d'origine, du XVI^e siècle au Code civil, contribution à l'étude de la nationalité française d'origine*, Paris, 1945.

9 J.-F. Dubost, *Les étrangers en France, XVI^e siècle - 1789*, Paris, 1993; id., *La France italienne, XVI^e - XVII^e siècle*, Paris, 1997; J.-F. Dubost et P. Sahlins, *Et si on faisait payer les étrangers? Louis XIV, les immigrés et quelques autres*, Paris, 1999.

10 移民に関する通史的研究としては、Y. Lequin (dir.), *Histoire des étrangers et de l'immigration en France*, Paris, 2006; 外国人の問題を含む都市の人口動態の研究として、D. Roche, *La ville promise; mobilité et accueil à Paris, fin 17^e - début 19^e siècle*, Paris, 2000; 治安行政の観点からは、M.-C. Blanc-Chaléard et als. (éds.), *Police et migrants*.

千通の帰化状の言説に反映された外国人の心性と、フランス国民として必要な資格 *nationalité* とはどのようなものであったかについての分析を深めた¹¹。帰化状に関しては統計処理による集団の特徴の解明や言説分析が成果を上げる一方で¹²、こうした研究の可能性は少なくとも18世紀を待たなければならないという史料上の制約もあり、近世初頭の状況に関する具体的な言及は極めて少ないのが実情である。

そもそも16世紀、在地社会では法制度上の「外国人」が誰を指すのか必ずしも明白ではない場合も多い。なぜならこの時代は、領主権の支配から主権国家体制へと領域の性質が変わる時期に相当し、その変化の度合いは地域によっても異なっていたため、よそ者が王国外のいわゆる外国人を指すのか、所領外の人間全般であるかが定かではなかった。外国人は臣民としての義務から免除される反面、差別もあった。つまり外国人は理論上フランス国王の課税を免除されているが、そのことは同時に官職保有や聖職禄保有の禁止と対になっており、1493年シャルル8世は高等法院の官職を「フランス人」にのみ認めると定めている¹³。実際、外国人による銀行の開設が法的に認められたのも、1563年の王令によってである¹⁴。しかしリヨンのイタリア系銀行がこの王令よりも1世紀ほど前に開業していた事実が明らかなように、官職にせよ銀行にせよ法的禁止はその可能性を直ちに除外するものではない。外国人が王国内で死亡した

France 1667-1939, Rennes, 2001; 都市史研究として J. Bottin et D. Calabi (dir.), *Les étrangers dans la ville. Minorité et espace urbain du bas Moyen Age à l'époque moderne*, Paris, 1999 などの成果が次々と刊行された。

11 P. Sahlins, « La nationalité avant la lettre. Les pratiques de naturalisation en France sous l'Ancien Régime », *Annales H.S.S.*, 2000, n° 5, pp. 1081-1108; id., *Unnaturally French. Foreign Citizens in the Old Regime and after*, Ithaca-London, 2004.

12 F. Bayard, « Naturalization in Lyon during the Ancien Régime », *French History*, Volume 4, Issue 3, 1990, pp. 277-316; 見瀬悠「18世紀フランスにおける外国人と帰化——ブリテン諸島出身者の事例から——」、『史学雑誌』第123編第1号、2014年、1-34頁。

13 外国人の官職の保有は1431年シャルル7世の王令で禁じられ、1560年、1579年プロワ王令でも再び禁止された。G. Audisio, *L'étranger au XVI^e siècle : France, Provence, Apt*, Genève, 2012, p. 41.

14 ただし5年ごとに15万リーヴルの保証金を支払わなければならないとされた（1579年王令でも再設定）。*Ibid.*, pp. 41-42.

際、国王によってその遺産が没収されるという遺産取得権 *droit d'aubaine* は、ジャン・ボダンも言及するように1475年4月21日ルイ11世の開封勅書の中で定められた¹⁵。しかしこの外国人の遺産取得権をめぐるのは、16世紀においてはなおも国王と、慣習法の名のもとにその権利を主張する領主（たとえばブルボン公など）とが相争う状況にあったのである¹⁶。

リヨン史という枠組みでは、ガスコンが国際商業を軸にその影響下で広く連動するリヨン社会のありようを、外来者の問題も含めて鮮やかに描き出した¹⁷。その後、リヨンの最富裕者層を構成したイタリア人金融業者と絹織物業者に関する分析をブシェがより具体的に追究し、建築物にみられるイタリア・ルネサンスの影響などを含めて、イタリア人のフランスにおける文化的貢献を明らかにしている¹⁸。他方で、ソツィとヘラーは16世紀後半に増幅した反イタリア感情を思想の面から分析し、フランスの人文主義者たちがある時点でイタリア・ルネサンスと袂を分かったこと、フランス人としての優越性を自覚していく過程と文化的ナショナリズムが並行して発展したことを主張し¹⁹、フランスにおけるイタリアの影響には多様な側面と時期的な変化があったことが判明した。

最近の研究としては、パリーニ＝マルタンがリヨンとフィレンツェを軸に活動した金融業者とリヨンの銀行業に関する史料をヨーロッパ規模で追跡することで——特にガリエーノ Gagliano 家とサルヴィアーティ Salviati 家の会計簿を

15 J. Bodin, *Les six livres de la République*, Paris, 1576 (1583), Livre premier, chapitre VI, p. 94.

16 G. Audisio, *op. cit.*, pp. 36-39.

17 R. Gascon, *Grand commerce et vie urbaine au XVI^e siècle. Lyon et ses marchands*, 2 vol., Paris, 1971.

18 J. Boucher, *Présence italienne à Lyon à la Renaissance*, Lyon, 1994. イタリアの文化的影響という点については20世紀初頭から関心が寄せられ、人文主義者の交流に注目した研究などがある。E. Picot, *Les Italiens en France au XVI^e siècle*, Bordeaux, 1901.

19 L. Sozzi, « La polémique anti-italienne en France au XVI^e siècle », *Atti della accademia delle scienze di Torino*, 106, 1972, pp. 99-190; H. Heller, *Anti-Italianism in Sixteenth-Century France*, Toronto, 2003.

中心として——、一都市史を超える視野の広い研究を発表している²⁰。フェルナン・ブローデルの弟子であり、16世紀リヨンの商業的・経済的ダイナミズムを解明したガスコンの浩瀚な研究は、近世リヨン史においては社会経済史という分野を超えて必ず参照すべき古典として、ほとんど批判なく採り上げられてきた。しかしパリーニ=マルタンも指摘するように、ガスコンが関税帳簿や都市会計簿、市参事会議事録といったリヨン側に書き残された史料だけで在留外国人を分析したという点から言えば、筆者が本研究において取り扱う「リヨンにおけるフィレンツェ同郷団史料集」Capitoli della natione fiorentina habitante in Lione（以下、「同郷団史料集」と略す）の分析に関しては、大いに研究の意義を見出すことができると考えている。というのも、この中の同郷団規約は同郷団が作成し、同郷団内部で適用されたものであること、そしてこの編纂物自体現在ヴァチカン図書館に所蔵されている史料であり、受け入れ都市側の視点のみでは見えてこない、リヨンに居住したフィレンツェ人に固有の義務や権利、保証などを明らかにすることができるからである。

本稿では、まず第1章では議論の前提として、16世紀の都市リヨンに移住した外国人の規模と居住のあり様を概観する。第2章では、1501-1571年の編纂物である「同郷団史料集」の中身を具体的に検討することで、この編纂物の意義と同郷団の存在形態について明らかにする。第3章ではこの史料集の筆頭に収められている同郷団規約に焦点を絞り、規約の内容から、この団体の組織、制度、運営について分析する。最後に第4章においては、同郷団と受け入れ社会との関係について考察を進める。この作業を通じて本稿では、都市リヨンにおける同郷団という外国人「結社」の役割を考察すると同時に、外来者が移住と定住とを選択していく要因について検討することにした。

20 A. Pallini-Martin, « L'installation d'une famille de marchands-banquiers florentins à Lyon au début du XVI^e siècle, les Salviati », J.-L. Gaulin et S. Rau, *Lyon vu/e d'ailleurs (1245-1800). Échanges, compétition et perceptions*, Lyon, 2009, pp. 71-89; id. *Banque, négoce et politique. Les Florentins à Lyon au moment des guerres d'Italie*, Paris, 2018.

第1章 都市リヨンにおける外国人の規模と居住地

15世紀半ばには人口2万人程度の、それほど目立たない中規模都市であったリヨンが、1550年頃には人口6万人と推定されるまでに至ったのは、出生率の増加と死亡率の低下という自然現象に加えて、移民の流入によるところが大きいと考えられている。ガスコンによれば、1460-1515年の間にリヨンへの外国人の第一次移住期が訪れ、こうした移入者の4分の3がイタリア諸都市の出身者であったという。しかしこの研究で史料として用いられた都市タイユ担税表を見ていくと、1516年には40名、1529年に56名の外国人が挙げられており、1571年にはこの年の全担税者3,183名に対し、外国人が183名、うち154名がイタリア人（54名がフィレンツェ人、36名がミラノ人、27名がルッカ人、27名がジェノヴァ人、22名がピサなど他のイタリア諸都市民）であったことが示され、その数値に関しては散発的にしか判明していない²¹。担税表上の数は一見それほど多くもなく、16世紀後半に急増しているようにも見えるが、そもそも都市タイユは一定の資産を有する階層に対する課税であり、その上特権として免税を認可された外国人は担税表に表れた人数の数倍に上っていたと推察される。また、1571年以前は帰化していない外国人は都市タイユを免除されていたことと²²、1571年以降は帰化の有無にかかわらず外国人にも課税されるようになったという事情を考慮する必要があるだろう²³。したがって、16世紀前半にリヨンの都市タイユを担税する外国人が50名程度も記録された——都市タイユの課税対象が戸であることを考慮しても———ということの意味は重い。他方で、1597年に実施された住民調査では外国出身者1,288名が数え上げ

²¹ R. Gascon, *op. cit.*, t. 1, pp. 358-359.

²² 1538年にフランソワ1世は封印状でリヨ市参事会に対し、フィレンツェ人、ルッカ人、リヨンに居住している他の外国人を免税にするよう命じている。J. Boucher, *op. cit.*, p. 19.

²³ R. Gascon, *op. cit.*, t. 1, pp. 346-350. ガスコンが挙げた数値に基づけば、1571年にイタリア人は数的にはリヨンの全担税者数の5%程度になるが、担税額そのものは実に28%に達していたことから、これらが他の住民に比べて富裕な層で占められていたことがわかる。

られており、うち80%がサヴォワ人であるのに対し、イタリア出身者はわずかに5%の64名にすぎなかったという²⁴。このことから、1571-97年の間にリヨンのイタリア人は減少したと見なせる²⁵。第2章で検討する「同郷団史料集」が1571年の記録をもって終了していることも、この時期にフィレンツェ人の多くがリヨンから移出することを選択したのはおそらく間違いない。

他方でガスコンによれば、リヨン大市への外来商人の往来は、1回の大市ごとに5千人から6千人と推定されている。この数はリヨンの外から来た商人の概数であり、外国人はそのうち500人程度と見積もられている²⁶。市参事会は、このように大市が開催される度に来訪する外国人をどのように取り扱ったのだろうか。市参事会議事録を見ると、外来者に対して「大市商人」*« marchand fréquentant les foires »*、「居を構えている（者）」*« établi »*、「定住者」*« demeurant ordinairement »*、「市民であり住民」*« citoyen et habitant »*といった多様な表現が使われており、一時的な滞在かそれとも都市での定住を選んだ者であるかは区別して認識されていたようではある²⁷。特に16世紀後半には、外国人が市民権を得ることにに対して市参事会に多くの懸念が寄せられており、外国人を一時的滞在者と捉えるのか、それとも市民として受け入れる用意をすべきかについて熱のこもった議論が展開された²⁸。

こうした外国人は都市内のどこに居住したのであろうか（地図）。彼らがり

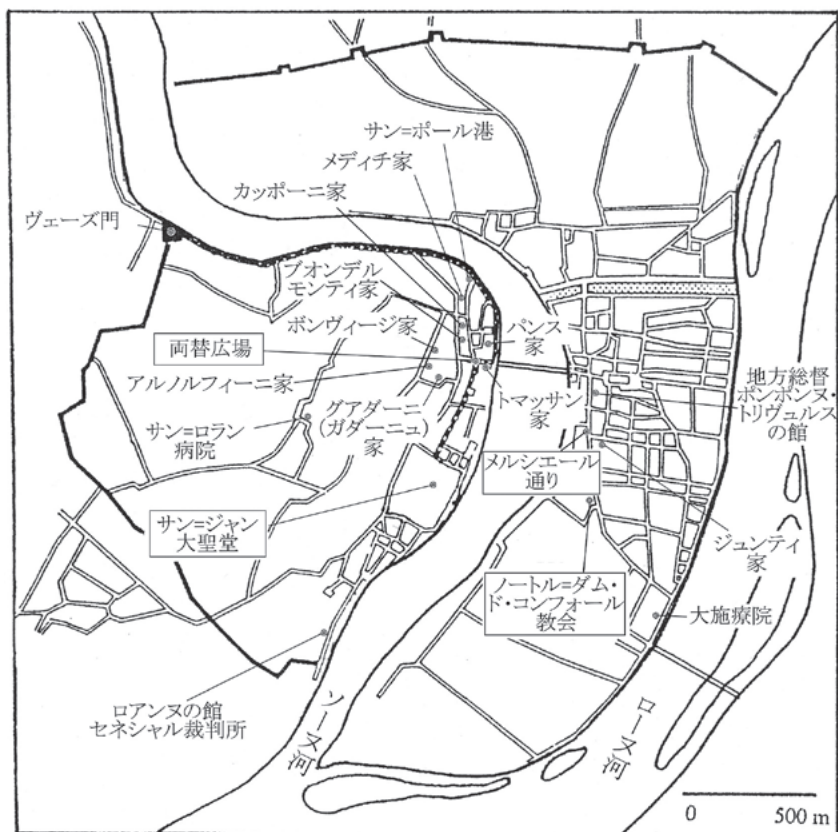
²⁴ O. Zeller, *Les recensements lyonnais de 1597 et 1636. Démographie historique et géographie sociale*, Lyon, 1983, pp. 200-216.

²⁵ これは、フランス全国の外国人を調査したデュボストが、16世紀中葉にはフランスで帰化状を取得した外国人のうちイタリア人が半数近くを占めたのに対し、17世紀には20%にも達しなくなると述べた現象と、リヨンはほぼ同様の傾向を示しているといえよう。J.-F. Dubost, *La France italienne*, *op. cit.*, p. 30.

²⁶ R. Gascon, *op. cit.*, t. 1, p. 357.

²⁷ Archives municipales de Lyon（以下A.M.L.と略記）, BB 60, f. 116.

²⁸ たとえばA.M.L., BB 80, f. 313; C. de Rubys, *Les privilèges, franchises et immunités octroyées par les rois treschrestiens, aux consuls, eschevins, manans et habitants de la ville de Lyon*, Lyon, 1574, pp. 71-74. ドイツ人商人に関しては例外的に、市参事会が不正行為を取り締まる目的で、1579年大市特権を享受して滞在する75名の商人を住民として登録したことが判明している。



地図：16世紀のリヨン

リヨンに定住する契機となったのは、帰化状の申請よりもまず住居・不動産の入手であったろう²⁹。シャルバン=フジュロルの研究によれば、フィレンツェ人は1529年にはソーヌ河沿いに「天井の低い部屋と庭のある、サン=ジョルジュ通りに面した大きな家」を所有していたという記録が残っている³⁰。メディチ家

²⁹ 本論文では取り扱うことができないが、広くリヨン近郊の農村の土地や館、領主領を購入したり、それに伴う爵位も得るなど、フランスで積極的に資金を投下したイタリア系商人も多い。

³⁰ H. de Charpin-Feugerolles, *Les Florentins à Lyon*, Lyon, 1893, p. 9.

の銀行は、初期の移住者たちが多く住んでいた北の市門に近いアンジル Angile 通り、ジュイヴリ（「ユダヤ人」）Juiverie 通り、シヴルリ Chivrerie 通りの間に家を所有していた。この近くには物流において重要なソーヌ河サン＝ポール港があり、フランドル通りには毛織物商ジェローム・パンス Jérôme Panse の美しい館があったと言われる³¹。銀行家ネーリ・カッポーニ Neri Capponi とバルトロメオ・ブオンデルモンティ Bartolomeo Buondelmonti は、ル・ピュイ・ド・ラ・ポルシュリ le Puits de la Porcherie の家を購入している³²。両替広場 place du Change のすぐ裏手にはグアダーニ（ガダーニュ）Guadagni (Gadagne) 家の屋敷があり、その界限には同じく銀行家であり香辛料=薬種商でもあるアルノルフィーニ Arnolfini 家、ルッカの銀行家ボンヴィージ Bonvisi 家といった錚々たる家門の館が続いた。おそらく最初に関業したメディチ家よりも後に移住してきたイタリア人は、徐々にサン＝ジャン大聖堂と大市の開催場となった両替広場に近い都市の中心部に居を構えていき、1571年の時点でイタリア人の多くがソーヌ右岸のソーヌ橋および両替広場の近くか、またはソーヌ左岸の印刷業地区、メルシエール Mercière 通りに居住している³³。このようにイタリア人ソシアビリテの軸が、ソーヌ右岸の旧市街と、ソーヌ左岸ではフィレンツェ人の信仰の場であり同郷団の拠点となったノートル＝ダム・ド・コンフォール教会 Église de Notre-Dame de Confort³⁴、および印刷業者がひしめくメルシエール 通りに形成されたのである。

³¹ J. Boucher, *op. cit.*, p. 110.

³² この一画は現在のガダーニュ通りとグアダーニ（ガダーニュ）の館が交わる地点に位置しており、まさしく商業活動の中心地であった。A. Pallini-Martin, *Banque, négoce et politique*, *op. cit.*, pp. 70-71.

³³ 実際どのように不動産の売買が行われたのかが興味深いところであるが、今後の課題である。

³⁴ メルシエール通りの延長線上に位置し、場所としては現在のドミニコ会修道院の敷地内に当たるこの教会は、19世紀初頭に修道院全体とともに破壊され、現在は残されていない。J. Gadille, R. Fédou, H. Hours, B. de Vrègille, *Histoire du diocèse de Lyon*, Paris, 1983, pp. 108-109.

第2章 同郷団の形成と「リヨンにおけるフィレンツェ同郷団史料集」

リヨンでは、規模の大きな外国人集団は出身都市ごとに自治組織的な同郷団 nation を結成しており、15世紀末にはすでに、サヴォワ、ミラノ、フィレンツェ、ジェノヴァ、ヴェネチアの各同郷団、そしてニュルンベルク、アウグスブルク、シュトラスブルク出身者の合同によるドイツ同郷団があった。1575年に内乱で苦境に陥った国王アンリ3世が頼みの綱として借金を要請したのは、これら外国人同郷団に対してである³⁵。とりわけフィレンツェ同郷団 nation florentine は、全50条からなる独自の規約を有しており、リヨンで最も有力な同郷団であったことが知られている。リヨンのフィレンツェ人の多くは、先に大市が開催されていたジュネーヴでの滞在を経て、ルイ11世による新たなリヨン大市開設王令に伴い、ジュネーヴから移住してきたという背景をもつ。ジュネーヴでは1447年1月1日にフィレンツェ同郷団規約が制定されていたことが判明しており³⁶、リヨンの規約はこのジュネーヴの規約を基礎としたと思われる。

1501年7月11日に制定されたリヨンのフィレンツェ同郷団規約は現在、ヴァチカン図書館のスウェーデン女王クリスティーナ・コレクションに分類されている「同郷団史料集」の中に収められている³⁷。当初はリヨンで作成・保管されていたであろうこの一冊の編纂物が、いかなる来歴を経てヴァチカン図書館のコレクションに所蔵・分類されることになったのかは定かでない。これは同郷団規約に加えて、リヨンで同郷団が受給した認可状や特許状、契約、書簡等の写し、同郷団役員のリストやリヨン在住の有力フィレンツェ人の寄贈に関する

35 国王が各同郷団に借金を依頼した額は以下の通りである。フィレンツェ同郷団：10万リーヴル、ルッカ同郷団：8万リーヴル、ジェノヴァ同郷団：6万リーヴル、ポルトガル同郷団：6万リーヴル、ドイツ同郷団：5万リーヴル、ミラノ同郷団：4万リーヴル（すべてトゥール貨リーヴル）。R. Gascon, *op. cit.*, t. 1, p. 361.

36 A. Rouche, « La nation florentine de Lyon », *Revue d'Histoire de Lyon*, t. 11, 1912, pp. 31-32.

37 Biblioteca Apostolica Vaticana（以下B.A.V.と略記）、Collezione della Regina, Ms. 1914, Capitoli della nazione fiorentina habitante in Lione. 収められている文書はイタリア語、ラテン語、フランス語で書かれたものが混在している。

記録などを含み、全57フォリオで構成されている。本章ではまず編纂物全体の構成を検討することによって、リヨンのフィレンツェ同郷団が何を記録に残そうとしたのか、この編纂物の存在意義について探ってみることにしたい。

「リヨンにおけるフィレンツェ同郷団史料集」
Capitoli della natione fiorentina habitante in Lioneの構成

史料の掲載 フォリオ folio (v.=裏面 verso)	内容：[] 内は日付および史料で主に用いられている言語 ※年号は新暦に修正している
1-18	1501年7月11日リヨンで制定されたフィレンツェ同郷団規約50条（同年10月30日フィレンツェで批准される）[イタリア語]
18-20	フィレンツェ本国のグエルファ党代表capitani della parte guelfaと海事監督官consoli del mareによる規約認可状[ラテン語]
20 v.-21	リヨンのフィレンツェ同郷団役員に宛てた、フィレンツェ本国のグエルファ党代表と海事監督官による規約の承認に関する書簡[1501年10月30日、イタリア語]
21 v.-22	リヨンのフィレンツェ人に宛てた、上記と同じ書簡[イタリア語]
22 v.	リヨンのフィレンツェ同郷団に対し、上記と同じ役職者によって書かれた書簡[1501年11月27日、イタリア語] 内容：フィレンツェ本国との関係を断つフィレンツェ人には同郷団への入会を認めないことを勧告する
23-24	1502年1月15日にリヨンで開かれた会合に参加したリヨンのフィレンツェ人46名のリスト（リヨンのフィレンツェ同郷団役員の印章あり）
24 v.-25	同郷団領事選挙に参加したリヨンのフィレンツェ人リスト
26-29	1503年7月26日に締結されたノートル＝ダム・ド・コンフォール修道院とフィレンツェ人との間の契約 1466年12月13日、1470年10月29日の合意事項を承認
29 v.	ドミニコ会修道院長による契約の批准[1503年1月26日]
30-34	1507年11月15日に締結された、フィレンツェ人とドミニコ会士ダルマティウス・ファブリアーニDalmatius Fabrianiとの間の合意書[イタリア語] 内容：フィレンツェ人の教会に彼の墓を置くことを合意する
34 v.-36	フィレンツェ同郷団とドミニコ会士の間の契約[1513年1月30日、フランス語] 内容：リヨンの元郵便長官ancien maître des courriersであった故ビーノ・ディ・シモン・ビーニBino di Simon Biniが始めた業務を継続することについて

36 v.	「郵便団体」の規約を誓約するメンバー20名のリスト [1513年1月30日]
37 v.-40	「郵便団体」の規約 [1513年1月30日、イタリア語]
40-41 v.	「郵便団体」のメンバー表
42-42 v.	ドミニコ会士とフィレンツェ人との間の契約締結 [1514年6月4日、フランス語] 内容：修道院に対し、フィレンツェ人がオルガンを寄贈することについて
43-44	「郵便団体」規約の条項に関して、フィレンツェ同郷団によって作成された変更文書 [1519年1月17日、イタリア語]
44 v.	フィレンツェ同郷団による支払い猶予の許可 [1520年1月17日、イタリア語] 内容：同郷団役員に対し、祝祭の衣装を注文することを認可
44 v.-45	領事選挙に関する同郷団の規約を変更する [1521年1月20日、イタリア語]
45 v.	トマーゾ・グアダーニ Thommaso Guadagni の寄贈 [イタリア語]
46-47	フィレンツェ人宛てのフランス国王の書簡 [1548年9月15日、フランス語] 内容：上席権に関して、フィレンツェ同郷団をジェノヴァ同郷団よりも上位として認める
47 v.-49	ガレオット・ディ・コスタンティーノ・デル・ブランカ Galeotto di Costantino del Branca によって署名された契約 [1548年11月23日] 内容：この人物が郵便長官職に就任する「保証」を放棄すること、そしてフィレンツェ同郷団のために、郵便長官職を同郷団で任命できる権利をフランス国王から得よう尽力することを誓約する
49-49 v.	リヨンにおいては、フィレンツェ同郷団がジェノヴァ同郷団よりも上席に位置することを認可する文書 [1549年8月、ラテン語]
50	フランス国王から認可を獲得した課税商品に関する交付 [1555年7月13日、イタリア語] 内容：同郷団は課税対象商品に対して、1.1%の課税を行うこととした
50 v.-51	ノートル＝ダム・ド・コンフォール教会の祭壇のために、フランドルのタピスリーを購入 [1555年8月5日、イタリア語] 内容：20名のフィレンツェ人の寄付によって購入された1556年6月16日、同郷団はこのタピスリーの維持管理と別のタピスリー購入のためにもいくつかの決定を下している
51	1556年6月14日、同郷団領事選挙について
51 v.-52	郵便長官の候補者ラファエル・コルシーニ Raphael Corsini の辞退 [1558年4月4日、イタリア語]
52	フィレンツェ人による新たな賃貸借契約に関する記載 [1559年7月28日、イタリア語] 内容：これまでルッカ人と折半していた「集会所」の賃貸契約の変更

52 v.	フィレンツェ商人とその商売の便宜のために、サヴォワ公から獲得した通行許可証に関する取り決め [1559年10月9日、イタリア語]
52 v.-53	1559年5月、フランソワ2世から獲得していたフィレンツェ人の特権の確認、郵便長官の任命などについて [フランス語]
53	1560年6月16日、同郷団領事選挙の記載 [イタリア語]
53-53 v.	ペスト患者のための聖トマ病院の管理契約に関する記載 [1560年6月21日、イタリア語]
53 v.-54	都市で事件が勃発した際に、治安を維持・管理し防衛するために、同郷団が採るべき方策について [イタリア語]
54-55	シャルル9世の書簡の複写、ジェノヴァ同郷団に対するフィレンツェ同郷団の上席権に関して [1564年4月10日、フランス語]
55	1566、67年、同郷団領事選挙に関する記載 [イタリア語]
55 v.-57	同郷団財政に関する規約の改正の記載 [1571年9月6日、イタリア語] 内容：フィレンツェのグエルファ党代表から送られた新しい規約に関する書簡

リヨンにおけるフィレンツェ人の権利の証であり、同郷団の存在証明でもあったこの編纂物から何が見えてくるであろうか。全体の構成から見ると、これは1501年に制定され、本国の承認を受けた同郷団規約に始まり、続いて同郷団が関わった契約などの記録が年代順に残され、1571年の規約の一部改正の記載をもって終わることから、同郷団の規約の制定・維持・改訂を中心とするものであったことは明らかである。ただしこの70年間を通じて、規約の変更に関するいくつかの記載はあるもののそれほど多くはなく、同郷団が受給した文書に関して、重要と認識された個別の書簡や契約の類が、その時の判断によって書き写されて保存されるに至っている³⁸。たとえばフォリオ22v.では、フィレンツェ本国からの書簡において、本国との関係を断つフィレンツェ人には同郷団への入会を認めるべきでないことが勧告されており、ここに同郷団というものの性質が、単にリヨンにおける在留フィレンツェ人の相互扶助団体で

³⁸ 本史料に書き写された書簡や契約の原本について、筆者はその所在を系統立てて追跡調査するに至ってはならず（そのような作業が可能であるとしてであるが）、現存するかどうかは不明である。ただし、ジェノヴァ人との間の上席権問題や郵便長官の職権に関しては、王令や市参事会議事録といった、事実を傍証できる他の史料は存在する。

あっただけでなく、本国政府の公式な出張所というかたちをなしており、本国からの要請や規制を受けるものであったということがわかる。グエルファ党代表と海事監督官^{*}は1501年10月30日付で2通の書簡を送り、1通は同郷団役員に、1通は同郷団全メンバーにあてている。1通目では、同郷団においてなされた選挙結果を称賛すると同時に、役員に対し同郷団を運営するにあたっての信頼を述べ、同郷団が良く統括されているのは規約のおかげであるとしている。同郷団員あての書簡では、やはり役員選挙が開催されたことに対する賛辞を述べた後、新たな体制に臨む同郷団員を激励している。こうした書簡の存在からは、実際にどの程度本国が拘束力を有していたかはともかく、亡命者も含めて、領土外のフィレンツェ人に対しても本国が管理する志向をもっていたことが読み取れるのではないだろうか。

1500年代初頭はとりわけ、同郷団の本拠地となったノートル=ダム・ド・コンフォール教会およびドミニコ会士との関係や、礼拝堂の維持・管理に関する問題が、同郷団にとって特に重要事項であったことが窺える。他方で、それほど大部とは言えないこの編纂物の中で、ジェノヴァ同郷団との上席権争いに関する決定事項が3件も出てくると、そしてフランス国王から賦与されたフィレンツェ商人の上席権がここに記録されたことは、フィレンツェ商人にとっては、在地のリヨン人以上にジェノヴァ人との関係性が非常に重要かつ繊細な問題であったことを物語っているであろう。それからもう一つ見逃せない点としては、郵便長官 *maitre des courriers* をめぐる問題である。16世紀において、リヨンには郵便長官職が設置されており、特に教皇庁からフランスに送られてくる勅書などの集配の任を独占的に取り仕切っていた。フィレンツェ人はこうした書簡や小包の集配に携わることで、5%の手数料の徴収が認められていたのである。フォリオ47v-49の契約書によれば、同郷団はこの役職者を自分たちで任命する権利を確保しようとしていた。ガレオットなる人物がどのような

^{*} これら役職名の訳語に関しては、日本学術振興会特別研究員PDの野村雄紀氏に貴重な助言をいただいた。記して謝意を表したい。

経緯でこの職務を得て、そしてそれを放棄させられたのか詳細は不明であるが、フィレンツェ同郷団は何かしらの個人がこの職を獲得して着任するのではなく、同郷団が主導して任命し、「郵便団体」を同郷団の傘下に収めようとしていたことがわかる³⁹。

同郷団規約によれば同郷団の領事選挙は毎年行われていたはずであるが、1502年の選挙以降は1556年、1560年、1566年、1567年しか選挙人や選挙結果に関する報告が記載されていない。わざわざ記載されたのは、宗教改革が進展して宗教戦争へとなだれ込むこの時期、同郷団はこれまでと同様に運営していくことの困難に直面したり、役員選挙に異常事態が生じるなど、岐路に立っていた可能性がある。第一次宗教戦争直後のフォリオ 53v-54には、同郷団の治安維持に関する取り決めが新たに記されており、同郷団が単なる商業上の利害調整機関であるのみならず、外地での運命共同体であったことがわかる。

このようにリヨンのフィレンツェ人は規約を中心に、団体としての秩序維持、同郷団と他の団体との間で交わされた契約やそこから垣間見える諸団体間の駆け引き、国王や都市など公権力に認可された諸特権、組織内に関しては領事選挙などを、自分たちの記憶としてこの編纂物に書き残した⁴⁰。このような編纂物を保持していたことは、リヨンにおけるフィレンツェ人の存在の大きさを改めて感じさせると同時に、同郷団はホスト社会において必ずしも自明の団体であったわけではなく、フィレンツェ人が領域的な面からも身分制的な意味でも都市の異人でありながら、本国との関係を有する「公的」な機関であり、

39 郵便長官に関係することで、リヨンのフィレンツェ同郷団でおそらく初めて緊張が走った事件は、1494年6月14日にメディチ銀行の仲買人ロレンツォ・スピネッリ Lorenzo Spinelli が従業員とともに都市から追放されたことであろう。追放の原因までは辿れないものの、この事件はロレンツォが郵便長官であったことから、同郷団とシャルル8世の信頼関係に亀裂をもたらすことになったようである。その7年後に制定された1501年の同郷団規約に、フランス国王とリヨン大司教への忠誠の誓いが記されたのは、こうした事件はあくまでも個別的な対応の結果であり、在地の公権力に対抗するものではないことを明記する必要に迫られていたのかもしれない。A. Rouche, « La nation florentine de Lyon », art. cit., p. 42.

40 ただしここには、70年間にわたりリヨンのフィレンツェ人が実際に関わった具体的な事件や裁判の結果などについてはほとんど記されていない。

それゆえに尊重されるべき団体であることを示す必要性に迫られていたことも推察されるのである。

第3章 フィレンツェ同郷団規約の分析

第1節 同郷団の組織

第2章で検討した「同郷団史料集」のフォリオ1から18までに収められているのが同郷団規約である。規約は外国人同郷団について分析する際には最も重要な史料の一つになるはずであるが、実際にその内容に立ち入った研究はほとんどない。この規約からは、外国で活動する人びとを取りまとめた一つの団体が現地でいかに組織され、メンバーを保護し、団体としての「高潔さ」を維持しようとしたかを読み取ることができる。それゆえ規約の冒頭には、団体の一体性の象徴であるノートル=ダム・ド・コンフォール教会の保持と尊重が掲げられることになる。商業結社であると同時に、同郷団はこのドミニコ会系修道院内のサン=ジャン（サン=ジョヴァンニ）礼拝堂 *chapelle de Saint-Jean* (*San-Giovanni*) を基盤とする宗教結社でもあった⁴¹。フィレンツェ人は聖務や典礼を執り行う礼拝堂の建設と装飾、慈善事業のためにかなりの資金を投下していたことから、この礼拝堂とそれに関連する活動の重要性を窺えるであろう⁴²。規約50条全体からは、どのような手続きを踏まえると「正式な」リヨンのフィレンツェ人移住者となるのか、彼らがここで生き抜くために条文化してまで維持しようとした共通のルールとはどのようなものであったのかについて知ることができる。団体は規約に基づくこと、所属するメンバーが誓約を行うことによって組織されていること、同郷団を代表する役職者の存在が明記されていた

⁴¹ H. Morvan, « Au chœur des affaires. La nation florentine et les frères prêcheurs lyonnais », *Archivum Fratrum Praedicatorum*, Nova Series, III, 2018, pp. 107-123.

⁴² 同郷団は贖宥の請願を行っていたようであり、1472年7月26日にリヨンを訪れたヨハンネス・ベッサリオン Johannes Bessarion 枢機卿教皇特使から、この同郷団の信徒のために贖宥状が授けられている。Archives départementale du Rhone (以下 A.D.R. と略記), Fonds des Jacobins, 1^{er} sac Stephanus B, n. 14.

という点で、構成のありかたとしては同業組合との類似性を指摘できるかもしれない。

この規約はリヨンで作成された後、フィレンツェ本国に送られ、フィレンツェ政府の承認を受けて返送されるという手続きを経ていた⁴³。同郷団規約は本国の承認を受けた後に、10月30日付で、領事ニコロ・デルベーネ Nicholo del Bene (d'Elbène)、評定官トマーゾ・グアダーニ Tommaso Guadagni、ジョヴァンニ・ヴェキエッティ Giovanni Vechiettiの署名が付されている。ここからは同郷団という組織が、リヨンという領土外にありながら、あくまでも本国管轄下の結社として存在したと言える。同郷団の権限は名目上、リヨンの全フィレンツェ人に及ぶとされたが、「宣誓者」*« giurati »*、同郷団員、一時的な滞在者といった認識上の区別があったようである。一時的な滞在者は正確には同郷団員と見なされないが、特に大市開催期間中はこの者たちも同郷団の規約を遵守することが求められていた。たとえば、商業上の対立や紛争が生じた際には、仲裁料として同郷団の領事に一定の額を支払わなければならないし（第10条）、もし彼らが他のフィレンツェ商人の評判を汚すような損害を与えた場合には、同郷団の決定により都市から追放されることとなっている（第35条）。「宣誓者」と他の団員の違いは明確には定義されていないが、全体を通じて「宣誓者」は同郷団の運営により関わりをもっており、重要な会合にも召集された同郷団の中枢であったことが窺える。

リヨンに来訪したフィレンツェ人は、到着後3日以内に同郷団規約を遵守する宣誓を行った上で、「入会税」を支払わなければならないとされている（第5条）。同郷団の役員になるためには、18年間この税を支払い続けることが条件となっているが（第46条）、すべての役員がこの条件を備えていたとは到底思われず、滞在年数の長さが役員の最優先条件であったというわけでもない。こうした年数を挙げることで、長期の滞在者を尊重する傾向があったとは言え

43 B.A.V., Collezione della Regina, Ms. 1914, f. 18-21.

るだろう。リヨンのフィレンツェ同郷団は、1名の領事と2名の評定官という役員で統括されている（第2条）。この3名の執行部がフィレンツェ公国の直接の代理人という立場でもある。特に入市式や都市での儀礼・祝祭の際に役員はフィレンツェ人を代表し、この団体の富と誇りを示すべく華美な服装をして立ち振る舞った様子が都市年代記にも描かれている⁴⁴。とはいえ、なによりもまず彼らはこの地で生活する同郷者の実際的な支援者であり、もし同郷者がリヨンで死去し、周辺に親族がいない場合には財産を整理し、しかるべき遺産の継承者や受託者が来るまでそれを管理した（第37条）。領事は少なくとも年に4回の会合を召集し、団員の前で規約を読み上げ解説し、団体の運営や共有資産に関する話し合いを主導する（第18、20条）。役員は移動を命じられたわけではなければ1日以上都市を留守にすることはできず、これに違反すれば2ドゥカート金貨の罰金を科された上で、彼に代わる代理人が任命されることになっていた（第49条）。同郷団の役員になると、同郷団のあらゆる問題に対処するために都市に常駐することが求められ、商人としてはかなりの拘束を伴ったのである。

3名の役員は同郷団規約の遵守という名のもとで同郷団の秩序を監視し、違反者を訴追した。司法的な観点で言えば、3名の役員は全フィレンツェ人に対する通常裁判権を行使し、告訴後4か月以内に判決を出さなければならないとされた（第10、40条）。役員が訴訟において忌避されているときや役員の任期満了に伴い事件を審理できない場合、または役員本人が訴訟を起こしている場合に限り、役員は訴訟の予審を行うにとどめ、判決を下す2名の陪審員を任命することができた（第41、42条）。

役員が判決を下す訴訟の事例としては、同郷団の会合への出席を拒む者（第23条）、役員選挙への出席を拒否する者（第19条）、規約を遵守しない者（第

⁴⁴ 年代記によればフランソワ1世以降、フィレンツェ同郷団はリヨンを訪れたすべての国王入市式に参加している。J. Guéraud, *La chronique lyonnaise 1536-1562*, publiée par J. Tricou, Lyon, 1929, n. 18, 21, 46, 60, 86, 90, 92, 110, 151, 175, 209, 212.

24条)、不道德な行いにより祖国を追われ、刑を宣告されているにもかかわらずそれに服しない者(第35条)、同郷団の役員や仲裁人によって罪を宣告されたにもかかわらず、従わない被告人(第40条)、訴訟当事者や同郷団役員によって任命された仲裁人がその任務を怠ること(第41条)、特別課税の支払いを拒む者(第34条)などが挙げられる。こうした事例に関して、役員は不服従者に罰金25ドゥカート金貨を支払うよう宣告した。定められた罰金のうち25ドゥカート金貨が最も高額であり、すなわち都市からの追放を除けば最も厳しい処罰ということになる。この額はすべて同郷団の収入になるのではなく、半分はリヨンの地方裁判所——つまりセネシャル裁判所——に払い込まれる取り決めになっていた。この在地裁判所との罰金の折半は、罪人や抵抗する者を収監するにあたってセネシャル裁判所に協力を依頼することを可能にした(第50条)。それと同時に、同郷団が完全な治外法権を有してはいなくとも、同郷団内の案件に関してはある程度同郷団内で裁くことが容認されていたと言える。執行部は会合において違反者の名前を公表し、いかなる性質のものであれ違反者と関係を持つことを禁じ、この禁止事項を守らせるよう要請した(第25、27条)。役員は役員選挙への参加を拒む者に対して、フィレンツェの君主に申告することも可能であった(第19条)。何がしかの悪徳行為により都市からの追放が宣告されたにもかかわらず、それを守らないフィレンツェ人に対しては、役員は2度の勧告を行った上で、反逆者の追放として刑を強制することができた(第35条)。

かなり細かい、軽微な違反に関しても定められている。禁止されているにもかかわらず会合で発言した者(第36条)、同郷団に不服従であると宣告されている者たちと関係を持った者(第25条)、入会税を支払っていないにもかかわらず役員選挙に参加しようとした者(第22条)、会計簿を開示せず、同郷団の課税を免れようとした者(第6条)、個人的な問題に同郷団の代訴人を雇用した者(第39条)、手続きにおいて領事の関与を拒む者(第47条)は、状況によって1～25ドゥカート金貨が罰金として科せられた。このように見ていくと、役

員は相当な権限を持っているようであるが、同郷団会合で案件を公開し、諮問することなく重大な決定を下してはならないことになっている。たとえば会合参加者の3分の2以上の賛同をもって、個人的な利益ために不正な取引を行い、同郷団に税を払わないフィレンツェ人に対して、罰金額を決定することができるとされた（第7条）。

毎年12月末になると翌年に向けて、領事の招集に基づき、「入会税」を支払っている18歳以上の団員が役員選挙に集められる（第46条）ことになっている。領事は評定官と協調しつつ、常に決定の責任者であり、その怠慢は罰金に処せられることが各項目で定められている（第13、18、21、27、41条）。選ばれた領事は3年までしか再選されず、評定官は一度選ばれたら再選されないため⁴⁵、この原則が守られていたとするなら、かなり多様な人びとが同郷団の執行部に関わることになったと思われる。同じ日に同郷団の会計担当 *camerlingue* も選出されるが、会計担当は領事と評定官によって直接選ばれることもある。役員と同様、会計担当も任期1年であり、同郷団の最富裕層で、商業と銀行業の筆頭に位置する家門の長から選ばれていたようである⁴⁶。さらに役員は代訴人 *procuratore* を選ぶ。代訴人は同郷団の債権の回収に携わり、その法的訴追と強制権を執行できた。より大きな問題が発生した場合には同郷団の請願をフランス国王に届けなければならないという使命があったため（第7、28条）、難しい案件に対応できる実務家が選ばれていた。この代訴人は同郷団の財産も管理しており、同郷団メンバーの個別の問題に関わることや役員の許可なく金銭を受け取ることが禁じられていた（第22、39、50条）。代訴人はあくまでも同郷団という団体の利害のために働く役人であるため、公私の混同を避けることが留意されていたと言える。礼拝堂の業務に関しては召使が雇用されており、年3、4ドゥカート金貨の俸給が支払われていた（第44条）。こうした常勤の職

45 この点に関して、実際どこまで厳密に守られていたかは不明であるが、毎年評定官が代わるのは同郷団の運営にとってあまり現実的ではないように思われる。

46 A. Rouche, « La nation florentine de Lyon », art. cit., p. 41.

務のほかに、一時的に任命されていた職務もある。同郷団の「宣誓者」の中から選ばれていた審査官 *giudici* や検査官 *controllori* は時折領事や評定官に代わって訴訟を裁き、同郷者の会計簿を検査した（第6、41条）。わずかであるが、同郷団員とそれ以外の人たちとの関係に関しても言及されている。同郷団は商業活動や住民との紛争を処理する目的で弁護士を雇っており（第34条）、このことからフィレンツェ人が法的に争う可能性があったこと、そして案件がセネシャル裁判所や上座裁判所といった在地裁判所に持ち込まれた場合、外国人として不安定な立場に追い込まれることを十分に想定していたと思われる。都市の豊さや大市の活況に貢献し、王国の有力者とのつながりも深い彼らであったが、この地で何らかの危機的状況が生じた際には直ちに損害を受ける可能性と、それを回避するための策が事前に用意されていたのである。

このように規約50条全体の内容からは、まずは商人間の安定的で平等な関係を構築するために細かい規則や罰金を定め、この秩序を維持しなければならなかったこと、団体の統括者であると同時に外部と交渉するための役員を有していたこと、そしてフィレンツェ人が関わる紛争や危機の際には同郷団内で解決するための法的措置が認められていたこと、最後に同郷団員と外の社会の間で起きる紛争に関しては、役員や代訴人以外にも同郷団に雇用される弁護士がいたことなどが判明したのである。

第2節 同郷団の財政運営

この規約は同時に、同郷団における財政運営の方法を定める内容であると言える。同郷団の定期的な収入源は、税と罰金である。大市とは王国側の論理では自由開業と免税とをその特徴とするが、フィレンツェ商人が商業活動や両替事業、仲買や仲裁を行うにあたっては、同郷団に税を支払わなければならないことになっており、この規則を破ると罰金が科せられた。それからリヨンに居住するフィレンツェ人はすべて、到着後3日以内に、財産と地位に応じた税を支払う目的で申告を行わなければならないとされていた。仮に拒否したとしても、規約上は役員によって徴収されることになる（第34条）。同郷団の通常の支出は会計担当によって行われたが、それ以外は領事と評定官の署名が付された命令書に基づいてしか実行できなかった（第11条）。1502年以降、同郷団の文書、会計簿、印璽は礼拝堂に設置された金庫に保管されていたようである。この金庫には2つの鍵があって、1つは領事、もう1つは評定官の一人が管理していたことから、やはり執行部の2役員に権限が集中していたことが窺える（第30条）。

商業活動にかかる税に関しては、ヨーロッパにおける他の都市のフィレンツェ同郷団との関係も見取ることができる。実際、規約は課税対象となる活動を列挙しており、課税方法についても定めている。リヨンのフィレンツェ商人・金融業者を経由する為替取引は0.125%、商品は0.125%が上乘せされた（第5条）。この税額はローマやブリュージュで施行されている割合よりも低く、リヨンでの取引引きが商人にとって有利であったことを示している⁴⁷。また仲買手数料は12分の1が税として徴収された（第8、9条）。領事と評定官は団員の会計簿を検査する権限を有しており、フィレンツェ商人・金融業者は、役員に要求されれば会計簿を提出する義務を負っていた（第6条）。毎年団員は、サン=ジャン=バティストの祝日に資産に応じた税を払い、役員に納税額を申

47 A. Pallini-Martin, « L'installation d'une famille », art. cit., p. 77.

告しなければならなかった（第7条）。

仲裁料からの収入は特に高額であったようである。フィレンツェ人は大市に訪れただけの者も、また同郷団への所属にかかわらず商人間の仲裁を行った者は、訴訟の敗訴当事者が支払いを命じられた額の50%分を、同郷団に支払わなければならないことになっていた（第10条）。この支払いは同郷団の役員か、同郷団が多数決で決定した場合しかこれを免除されない。仲裁に関する詳細な規約からは、同郷団が様々な問題に仲裁というかたちで関与する可能性の高さを物語っている。その際、敗訴者支払い分の半額を取得する条件になっていたことは何を意味するのであろうか。ここからは仲裁という行為が個人で案件を引き受けるものではなく、争いを同郷団に報告し、同郷団の意向が紛争解決に際して無視できないものであること、ひいては同郷団の承認が必要とされていたことを示唆している。

また同郷団の収入は、様々な種類の罰金によって賄われていた。代訴人が会計担当に罰金額を知らせると、会計担当はその金額を帳簿につけ、支払われるべき罰金額を宣告した。会計担当が職を辞する際には、役員がこの会計簿を監査する必要があった。もし会計担当がそれを怠るか、会計業務に齟齬が生じれば25ドゥカート金貨の罰金、これが会計の責任でなければ、領事と評定官が25ドゥカート金貨の罰金に処せられるとのことで、団体としての厳密かつ明瞭な会計業務のあり方が細かく定められていた（第13条）。

こうした収入は、主にノートル＝ダム・ド・コンフォール教会の維持・修繕および礼拝堂の装飾、彼らの商業活動に関わる支払いに充てられた。使途については、オルガンの寄贈⁴⁸やタピスリーの購入⁴⁹、聖務日課やサン＝ジャン＝バティスト祭の荘厳な典礼、ドミニコ会修道士たちの食糧や蠟燭の寄付、多くの慈善事業への施し、貧しい娘たちの婚資などが挙げられる⁵⁰。その他の世俗的

48 B.A.V., Collezione della Regina, Ms. 1914, f. 42-42 v.

49 B.A.V., Collezione della Regina, Ms. 1914, f. 50 v.-51.

50 A. Rouche, « La nation florentine de Lyon », art. cit., p. 38; M. Meras, « Le trésor de la nation des florentins aux jacobins de Lyon », *Mélanges d'histoire lyonnaise*,

活動に関しては、同郷団や団員の利益の保護を目的とする支出や、何らかの事情で没収された商品を取り戻すためにも使用され(第34条)、広くフィレンツェ人の特権の取得・維持を目的とする支出や、入市式や都市の祝祭への参加費用などにも充てられていた。

第4章 同郷団と受け入れ社会との関係

固有の団体を形成し、法的自律性をも有するこうした同郷団の存在は、フィレンツェ人が受け入れ社会になじむことを妨げる結果になるのだろうか。また同郷団員はリヨンで商業活動を行う以外に、どのような生活を送ったのだろうか。リヨンの大施物会 *Aumône générale* の創設に外国人同郷団が深く関与したことはよく知られている⁵¹。帰化したトマーズ・グアダーニ(トマ・ガダーニユ)は、ペスト患者用サン＝ロラン病院 *hôpital Saint-Laurent* の施設を建立した上で、毎年千リーヴルを寄贈した⁵²。慈善事業に関わることは信仰心を表すと同時に、都市での名声を得るためでもあったと思われる。こうした目立つ事業以外にも、同郷団は夜間の見回りといった都市防衛の業務に参加しており、1544年には閱兵式への参加も承諾する⁵³など、都市民としての生活も営んでいた。とはいえ、こうした行為が必ずしも直ちに市民権の取得や帰化による法的「同化」と結びついたというわけではないようである。本論文の最後に、フィレンツェ人の在地社会への定着について若干の分析を加えることにしたい。

法的に「フランス人」になるためには2つの方法があった。1つは国王に帰

offerts par ses amis à Monsieur Henri Hours, Lyon, 1990, pp. 261-265.

51 リヨンの大施物会は1530年代に創設された、市参事会を中心とする世俗による貧民救済制度である。ナタリー・Z・デーヴィス(成瀬駒男・宮下志朗・高橋由美子訳)『愚者の王国 異端の都市』平凡社、1987年、41-93頁。ガスコンの研究によれば、大施物会の帳簿を見ると、最も好景気であった1534-1560年に同郷団が最も多く関与した痕跡が見られ、その後減少するとのことである。R. Gascon, *op. cit.*, t. 1, p. 365.

52 J. Boucher, *op. cit.*, pp. 148-152; 宮下志朗『本の都市リヨン』晶文社、1989年、332-333頁。

53 A.M.L., BB 61, f. 310 v.

化を申請することである。もう1つはリヨンに「家と財」を有すること、また「国王と都市に対して、忠誠なる良き臣民であること」を宣誓し、市参事会に認められてリヨン市民« *citoyen et habitant* »になることである。正式には、帰化状を取得した者に対して市民権が付与されるという手順を踏んだようであるが⁵⁴、おそらく16世紀初頭までは、国王に帰化状を申請する以上に、市参事会による認可を受けて市民権を得る方が、少なくとも地方都市においてはより一般的な「同化」のあり方であったように思われる。

フランスでは外国人が財産を残して死去した場合、その相続権は国王にあるとする遺産取得権が定められており、死後自らの子弟に財産を相続するには、①財産を現金化するか、②自国に戻るか、③帰化するか、のいずれかを選ぶなければならなかった⁵⁵。帰化*naturalisation*は、授爵や嫡出の問題などと同様、人の性質を変える行為として、国王のみに与えられた独占的な権限とされる。中世末期から近世にかけてこの外国人の遺産没収権は王令によって繰り返し規定されている。1579年の王令では次のように定められた。

「この王国の王令によって、ここに居住しようとする外国人*etrangers*に、余は税*tribut*すなわち「人頭税」*Chevage*と呼ばれる毎年の納付金を課す。また、外国人は外国人としか結婚してはならず、もし余の許可なく（余の臣民と）結婚した場合には罰金刑に処す。外国人が余の臣民と結婚した場合には、財産の3分の1か半分を余に引き渡さなければならない。これは、結婚に際して領主が徴収する賦課租*droit de formariage*である。外国人はいかな

⁵⁴ R. Gascon, *op. cit.*, t. 1, pp. 365-366. 市民権に関しては、パリでは1年と1日の滞在で得られたのに対し、リヨンでは5年以上の居住と不動産の取得が条件とされており、市民権の獲得の条件は各都市において異なっている。

⁵⁵ 王権による外国人の遺産没収（取得）権については、以下の優れた邦語論文を参照することができる。阿河雄二郎「オーバン考——近世フランスの外国人研究序説——」、『エクス・オリエンテ』第7号、2002年、1-29頁；同「近世前半期フランスの外国人——イタリア人とユダヤ人——」、『関西学院史学』第32号、2005年、69-95頁；見瀬悠「18世紀フランスにおける外国人遺産取得権——パリ・サン＝ジェルマン＝デ＝プレ地区の事例から——」、『史学雑誌』第127編第9号、1-35頁。

る官職、公職、顕職、または任命されて職務に着任することもできず、徴税を請け負ったり、銀行業や両替業、仲介業、いかなる手工業も行ってはならない。また財産を遺贈したり、自由に動かすことはできず、死後は遺産没収権によって余がそれを獲得することを要求する。」⁵⁶

リヨンの外国人が帰化を果たす場合、パリに赴き大法官府に申請した後、在地の法廷、つまりリヨンであれば最終的にはセネシャル裁判所かりヨン財務局に帰化状の写しが登録されなければならなかった。ローヌ県文書館のセネシャル裁判所関係文書には1567-1764年の帰化状登録簿が残存しているが、16世紀に関しては1571年までに33名、1578-80年に25名の帰化状の写しが残されているのみである⁵⁷。この計58名のうちイタリア人が40名を占めており、フィレンツェ人14名、ルッカ人6名、ミラノ人4名、ジェノヴァ人4名、ナポリ人1名という内訳となっている。フィレンツェ人では、1501年の同郷団規約制定時の領事ニコロ・デルバーネや評定官トマーズ・グアダーニ（ガダーニュ）が帰化しており、他にもロラン・カッポーニ Laurent Capponi、ジョゼフ・アルノルフィーニ Joseph Arnolfini、ニコラ・ヴェレッツァーノ Nicolas Verezzano、ジャック・サルヴィアーティ Jacques Salviatiといった当代のリヨンを代表する大商人・金融業者の名前が挙げられる⁵⁸。

1501年の領事ニコロ・デルバーネと評定官トマーズ・グアダーニは、フランス人と結婚してフランス社会に同化した初期の事例である。デルバーネ家は1478年以降リヨンに移住しており、メディチ家と同様、初期にリヨンに銀行を開設した一家である。後に王国の財務長官 *général des finances* にまで昇進する彼の子孫アルビス・デルバーネ Albisse (Albizzo) del Bene は、カ

⁵⁶ A.D.R., 8C 422, 22 juillet 1579. 1423年以降1697年まで同様の王令が複数回にわたって出されている。ただしここで記されている「人頭税」が、実際にどの程度徴収されたのかについては調査する必要がある。

⁵⁷ A.D.R., BP 1881.

⁵⁸ A.D.R., B, Livre du roi, 1567-71, f. 28, 40, 70, 250. 氏名は史料上の表記に準じて、フランス語綴りにしている。

トリーヌ・ド・メディシスの宮廷付き女官ルクレツィア・カヴァルカンティ Lucrezia Cavalcantiと結婚し、1564年の国王巡幸の際にはリヨン近郊のペロン Perron 城で国王と王母を歓待したことからも、王権との深い結びつきがわかる⁵⁹。1596年、アンリ4世がトスカーナ大公に送った書簡には、「この王冠に仕えてきたフィレンツェの家門の中で、余は格別に、余の祖先たちになしてきた忠誠ゆえ、また先般の内乱の時でさえ、余とその務めに対しても変わらず忠誠であったデルベーネ家には寵愛の念を表したい」⁶⁰と、代々のデルベーネ家のフランス王権に対する忠誠に謝意を示している。グアダーニ家も都市と王国に「同化」した著名な事例である。移住第一世代であるトマーゾ1世(1454-1533年)は15世紀末にリヨンに移住し、在地の有力商人家門であり、市参事会員も輩出しているビュアチエ Buatier 家の娘と結婚した。移住第二世代となる息子トマーゾ2世(1495-1543年)がアヴィニョンのイタリア人バルディ Bardi 家の娘と結婚すると、グアダーニ(ガダーニュ)家は以後2つの都市に分かれて発展していく。第三世代であるギヨーム Guillaume (1534-1601年)とトマーゾ3世(1539?-1594年)に至っては家業である商業・銀行業から撤退して、貴族の娘と結婚し、ギヨームはブルゴーニュやプロヴァンスの土地を購入し、ボルガール Beauregard、ブテオン Bouthéon などの領主になっている。そして帰化してリヨン市参事会員となり、その後国王総代官、セネシャルへと王国行政官職に相次いで就任したのである⁶¹。グアダーニ家が同郷団に行った寄贈からもわかるように、彼らの多くは帰化後も同郷団との関係を保ち、在留フィレンツェ人とフランス社会とをつなぐ要として活躍したと思われる⁶²。

理論的には、市民になれば都市タイユ税を支払う義務が生じると同時に、帰化すれば遺産が没収される可能性からは免れることになる。この2つを秤にか

59 A. Pallini-Martin, *Banque, négoce et politique*, op. cit., p. 76.

60 J. Berger de Xivrey, *Recueil des lettres missives de Henri IV*, t. IV, Paris, 1848, p. 666.

61 E. Lejeune, op. cit., pp. 74-80.

62 B.A.V., Collezione della Regina, Ms. 1914, f. 45 v.

けて前者よりも後者の方が重く、かつ遺産没収が厳密に執行される場合、長期滞在者は帰化を選択することになるだろう。しかし実際にはグアダーニのように帰化を選択した商人ばかりではない。このことは、同郷団規約第37条で定められている通り⁶³、領事によって団員の遺産を管理する権限を保持していた同郷団の力が、王権による没収を阻止するかたちで機能していたことを窺わせるのである。

結論

中世末期のバルセロナやブリュージュのように、リヨンの同郷団は新しく来訪した者に宿を提供し、商人の子弟を迎え入れ、取引にあたって助言や情報を与えるために機能した⁶⁴。団員と関係者を保護し、その利害を守ることに加えて、同郷団はリヨンにおける商業実践の規範を定め、秩序を維持するために組織されていた。「フランス王国の経済的首都であり、両替市場におけるヨーロッパの中心地」⁶⁵とまで言われた16世紀のリヨンの経済発展を牽引したフィレンツェ人の活動は、この同郷団の存在と運営によって支えられていたと言える。地図で示した通り、リヨンではフィレンツェ人はいわゆる外国人街や居留地を形成することなく、都市の中心および周辺に混在して居住していた。本稿では、それがなぜ可能であったかについての明確な回答は与えられていないかもしれないが、フィレンツェ人がリヨンで生活するにあたって人脈関係の礎となり、商業活動と日常生活両面において彼らを全面的に支援したのが同郷団であった

63 B.A.V., Collezione della Regina, Ms. 1914, f. 13.

64 F. Braudel, *Civilization matérielle, économie et capitalisme*, t. 2, *Les jeux de l'échange*, Paris, 1979, p. 141. (山本淳一訳『物質文明・経済・資本主義——15-18世紀——Ⅱ-1 交換のはたらき1』みすず書房、1986年、179-180頁)

65 J. Bottin, « Les foires de Lyon et les Italiens autour de 1600 : déclin ou reconfiguration? », P. Lanaro (dir.), *La Pratica dello scambio, Sistemi di Fiere, mercanti e città in Europa (1400-1700)*, Venice, 2003, pp. 201-218.

ことは確かである⁶⁶。同郷団役員である領事と評定官は、フィレンツェ人が収監された場合や商品が差し押さえられた場合には交渉の場に立ち、必要があれば同郷団の資金を使用する権限を有し、都市内の重要な案件が審議される際には市参事会に招集された。同郷団は不法な取引を阻止したり、他の商人や住民との係争を解決するために自らの弁護士や代訴人を雇用した。このような利便性を考慮すると、同じ移住でも、出身国の同郷団がある都市に移住するのと、それがない都市に移住するのとではその意味合いは全く異なるものとなったであろう。

規約では、このような保護と支援が無償ではなく、入会税やその他の課税を支払うことによって同郷団の財政運営に組み込まれるべきことが記されていた。とはいえ、同郷団がこの都市に滞在した全フィレンツェ人を包括し得たかどうかについては慎重に検討する必要がある。というのも実際には、同郷団に入会を届け出る前から居住していた事例があることは明らかで、ここからも同郷団の規約はあくまでも参照し尊重すべき定めとして存在しているのであり、現実はいずれ多様であったようである。同郷団への帰属は個人や家、商会の選択の結果であり、入会する方が理に適う／入会しなければ何がしかの損害が及ぶと判断された場合の行動であったと言える。また、「同郷団史料集」は規約の適用については何も語らないが、この規約を盾に入会を迫られたり、入会しないことを理由に退去を命じられることもあったと思われる。

同郷団はドミニコ会と深い関わりを有する宗教団体でもあり、ノートル＝ダム・ド・コンフォール教会のサン＝ジャン礼拝堂を本拠地として活動した。要するに、礼拝堂はフィレンツェ人にとって墓地であり、一生をここで終える団員もいたということである。確かに大市で活躍したフィレンツェ商人のうちの一部が、リヨンで結婚して帰化を申請したり、市民権を得た。規約制定当初の

66 パリーニ＝マルタンは、ジュリアーノ・ダ・ガリアーノ Giuliano da Gagliano を事例として、会計簿に基づきリヨンでの彼らの生活の一端を明らかにしている。A. Pallini-Martin, *Banque, négoce et politique*, *op. cit.*, pp. 77-82.

領事デルベレーネや評定官グアダーニといった役員を輩出した有力家門には、同郷団の代表としてフィレンツェ人の利害のために働いただけでなく、自らリヨンに根を下ろし、土地や官職を得て社会的上昇を遂げる者たちもいた。フランス社会に同化し、王国行政に関わる者が出てきたことは、フィレンツェ人がフランスで活動するにあたって必要な人脈上の要を確保することになったであろう。ただし、移住先の都市で生きるということは、直ちにそこで家族を築いたり、法的に同化し、永住することを意味するわけではない⁶⁷。また、当然のことながら法的な同化と心情的な同化は別問題である。カップオーニ銀行リヨン支店の足掛かりを築いたフランチェスコ・ナルディーニ Francesco Naldini はその遺言書の中で、自分がリヨンで死去した際には、遺骸を母国トスカーナの地に埋葬してほしいと望んだという⁶⁸。

「同郷団史料集」の最後の記録が書き込まれた1571年は聖バルテルミの虐殺が起こる前年であり、リヨンにおけるフィレンツェ人の移植の歴史にとっても象徴的な年であったと言える。というのも、王権が長年認めてきた外国人の免税特権を国王シャルル9世が廃止した年でもあるからである⁶⁹。宗教戦争の悪化により大市が衰退すると、フィレンツェ人はリヨンを離れ、同郷団もこの煽りを受けて機能を停止したと思われる。この後、リyonは内向きの都市へと逆戻りしたのか。宗教戦争が終わる16世紀末には早くもサヴォワ人が、そして17世紀に入ると徐々にイタリア系商人、とりわけ絹織物業者を中心とする商人・職人がリヨンに戻り、18世紀には再び国内流通・国際貿易の拠点となったこ

67 パリーニ=マルタンはサルヴィアーティ商会の支店形成を事例に、移住のあり方について年代を追って実証している。1500年代当初、商会は本家サルヴィアーティ家の人間ではないフランチェスコ・ナルディーニをリヨン支部として送り込み、その後1520年代になって事業が軌道に乗ったことを見極めてから、本格的にサルヴィアーティ家のリヨンへの移住を進めていた。このように最初に小規模の派遣が行われた後で本格的な移住を開始するというのが、一般的な移住の流れであったようである。A. Pallini-Martin, *Banque, négoce et politique*, *op. cit.*, pp. 74-75.

68 *Ibid.*, p. 82.

69 R. Gascon, *op. cit.*, t. 1, pp. 357-361.

とをどのように説明できるだろうか⁷⁰。リヨンで外来者を受け入れる素地は15世紀末から16世紀初頭にかけての第一次移民によって作られ、経験として残存し、受け入れの規模は縮小しても継続したのであり、同郷団規約はまさしくここで生きる外国人を支援し、統轄するための最初の憲章であり手引書であったと言えるのである。

（本稿は、科学研究費補助金「近世フランス都市における記憶の管理と都市エリート」（研究代表者：小山啓子、研究課題番号：18K01030）による研究成果の一部である。）

⁷⁰ O. Zeller, « L'implantation savoyarde à Lyon à la fin du XVI^e siècle », M. Garden et Y. Lequin (dir.), *Habiter la ville XV^e-XX^e siècle*, Lyon, 1984, pp. 25-35; O. Le Gouic, *Lyon et la mer au XVIII^e siècle. Connexions atlantiques et commerce colonial*, Rennes, 2011.